

ふれあいキャリー 利用のご案内

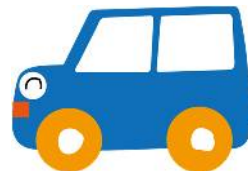
(社会福祉法人羽村市社会福祉協議会 福祉有償運送事業)

ふれあいキャリーは、公共交通機関の利用が困難な障害者（児）や高齢者等の自立と社会参加を促進するため、地域のボランティアの参加と協力を得て実施する事業です。

利用できる方

次に掲げる要件のすべてに該当する方

- (1) 羽村市在住
- (2) 羽村市社会福祉協議会の個人会員及び同一世帯の家族
- (3) 次の①又は②に該当し、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 要支援及び要介護認定を受け、介護保険証の交付を受けている方



利用の目的

- ① 病院又は診療所等への通院等
- ② 羽村市及び社会福祉団体等が主催する行事等への参加
- ③ 市民生活を営むために必要があると認められるとき（買い物・墓参りなど）

利用の範囲

羽村市内と近隣の6市町
青梅市・福生市・武蔵村山市・あきる野市
瑞穂町・日の出町



利用の日時

- ① 運行日 12月29日から翌年1月3日を除く毎日運行
※ただし、福祉型自動車の点検整備や天候不順等により運行に支障がある場合は、運休になります。
- ② 運行時間 午前8時から午後6時まで

利用の登録

利用を希望される方は、利用会員登録が必要です。登録は、ふれあいキャリー利用会員申請書に次の書類を添えて羽村市社会福祉協議会に申請してください。

- ① 個人情報提供同意書
- ② 身体障害者手帳（交付を受けていない場合は不要）
- ③ 介護保険証（交付を受けていない場合は不要）
- ④ 生活保護を受けている方は、生活保護受給証明書



※登録内容に変更の生じた場合や退会される場合は、社会福祉協議会事務局へ申し出てく
ださい。

※利用会員登録をした場合、羽村市障害者（児）自動車ガソリン費もしくはタクシー費の
助成限度額が半額になります。

（問合せ先：羽村市福祉健康部障害福祉課障害福祉係 電話 555-1111）

利用会員資格の喪失

利用会員が、次のいずれかに該当した場合、その資格を喪失します。

- ①死亡したとき。
- ②利用会員から退会の申出があったとき。
- ③利用会員の要件を欠くこととなったとき。※利用できる方（1P）参照
- ④1年以上本事業の利用がないとき。
- ⑤その他、社会福祉協議会会長がふさわしくないと認めたとき。

利用の予約

（予約専用電話：042-554-0380）

- 利用は予約制です。電話または社会福祉協議会事務局窓口で利用日の2日前までに申し
込んでください。
- 予約は、日曜日から土曜日までの一週間のうち2回（2往復）までとします。1回目の
予約は2か月前から、2回目の予約は2週間前から2日前までの間に受け付けます。
- 予約は、平日の午前8時30分から午後5時まで受け付けます。（土曜日、日曜日、祝
日及び12月29日から翌年の1月3日は、原則として受け付けできません。）

利用予約の取り消し

- 利用予約を取り消す場合は、利用日の前日までに社会福祉協議会事務局へ申し出てくだ
さい。
- やむを得ず利用日当日に取り消しする場合は、キャンセル料350円を負担していただ
きます。

利用費と時間

事前にふれあいキャリー利用券を購入していただき、利用日当日に利用券でお支払いく
ださい。

①利用費

利用時間が1時間以下の場合は700円、1時間を超えるときは以後30分ごとに
350円が加算されます。

※利用費は、利用会員登録時の内容により異なります。

※身体障害者手帳の交付を受けている方は、2分の1を減額します。

※生活保護を受けている方の利用費は免除されます。

②利用時間

- 自宅が出発地の場合→自宅から到着地または自宅へ帰るまでの時間
- 自宅以外が出発地の場合→羽村市福祉センターから自宅へ帰るまでの時間



③利用券

- 利用券は、使用前に必ず利用会員名を記入してください。
- 利用券は、到着地に着いた際に利用時間を確認して運行協力員へお渡しください。
- 利用券は、社会福祉協議会事務局でお買い求めください。事務局まで来られない場合は、ご自宅までお伺いし販売します。
- 利用券が何らかの理由により不要になった場合は、利用券発行日から3年以内であれば利用券と引き替えに支払った利用費を返金します。
- 利用券の再発行はできませんので、大切に保管してください。

④その他

利用時に、有料駐車場や有料道路等を利用した場合の料金は、利用会員の負担となります。

利用の当日は

- 予約時間に合わせ、自宅付近へ福祉型自動車を配車しますので玄関先などで準備をお願いします。
- 運行協力員は、福祉型自動車の運転のほか玄関先から自動車までの誘導や乗降の介助を行います。乗降中や目的地に着いてからの介護が必要な場合は、付添い人として、原則、介護者1人を同伴してください。
- マンションやアパートなどにお住まいの方で、自宅玄関から福祉自動車まで移動が困難な場合は、あらかじめ介護者の手配をお願いします。移動できない場合、やむを得ず運行を中止する場合があります。
- 利用会員に、運行中の医療措置が必要と見込まれる場合は、やむを得ず運行を中止する場合があります。
- 福祉型自動車への乗降時は、運行協力員の指示に従ってください。従っていただけない場合は、運行を中止するとともに、利用会員登録の取り消しをする場合があります。
- 運行中、運行協力員は法令を順守し安全運転に努めますが、飛び出しなどの突発的な事象に対応するためやむを得ず急制動をかける場合があります。あらかじめご承知おきいただきとともに、安全運行にご協力をいただきますようお願いいたします。

事故などの補償

自動車運行上の万一の場合に備え、社会福祉協議会事務局で自動車保険及び在宅福祉サービス総合保険（傷害・賠償責任）に加入しています。事故が発生した場合の補償は、その保険の範囲内で対応させていただきます。なお、運行の遅延や中止に伴う損害については補償できませんのでご了承ください。

その他

- 営利、政治、宗教活動を目的とした利用はできません。
- 福祉自動車の車内は禁煙です。
- 利用にあたっては、必ず利用会員証を携帯してください。
- この事業は、羽村市から補助を受け実施しています。



福祉有償運送事業協力会

～地域のボランティアの皆様が活躍しています～



協 力 会

事業を円滑に実施するため、協力会を社会福祉協議会事務局に設置し、コーディネーター及び運行協力員により組織しています。

コーディネーターの主な業務	運行協力員の主な業務
①利用会員及び運行協力員の登録	①福祉型自動車の運転
②利用予約の受付及び管理	②利用会員の乗降介助、誘導等
③運行協力員への指導及び連絡調整	③運行報告書の作成、提出
④福祉型自動車の点検管理、清掃等	④福祉型自動車の点検、清掃等

運行協力員登録要件

運行協力員への登録を希望する場合は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①満 75 歳に達する年度末までの方
- ②事業の趣旨を理解し、運行に協力できる方
- ③第 1 種運転免許証の交付を受け、指定された講習会を受講した方または第 2 種運転免許証の交付を受けている方
- ④交通事故及び交通違反の記録が過去 3 年以上ない方



運行協力謝礼

運行を行ったとき、運行協力員へ次の謝礼を支払います。

- ・利用時間が 1 時間以下の場合 700 円、1 時間を超えるときは以後 30 分ごとに 350 円を加算
- ・運行当日の運行取り消しの場合、1 回 350 円



～問い合わせ先～

社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
総務課地域福祉係 ふれあいキャリー担当
電話 042-554-0380
FAX 042-555-7445

R3.10改正

